

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則

(長寿社会政策課)

一

○母体保護法施行細則の一部を改正する規則

(子ども・家庭支援課)

一

告 示

○県営土地改良事業の換地処分

(農村整備課)

一

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(特定第二号漁業者)

(水産林政総務課)

二

○海岸保全区域の指定

(水産業基盤整備課)

二

○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定

(同)

三

○土地区画整理事業の換地処分の届出

(都市計画課)

三

雑 報

○土地区画整理事業に基づく書類の送付に代わる公告

三

正 誤

○宮城県公報平成二十五年号外第一八号(平成二十五年三月二十九日付)

四

○宮城県公報令和二年号外第一一号(令和二年三月三十一日付)中

四

規 則

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第六号

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉士及び介護福祉士法施行細則(平成二十四年宮城県規則第三十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「附則第八条の二」を「附則第八条の二第一項」に改める。

様式第十号中「認定特定行為業務従事者認定証」の下に「(届出事項1に該当する場合には限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定による様式第十号については、当分の間、改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行細則の規定による様式第十号とみなす。

母体保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七号

母体保護法施行細則の一部を改正する規則

母体保護法施行細則(昭和二十七年宮城県規則第八十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第五号までの規定中「三」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の母体保護法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の母体保護法施行細則の規定によるものとみなす。

告 示

○宮城県告示第百三三三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年二月十九日

- 一 処分を行った地区の名称
東小松地区
- 二 処分の年月日
令和三年二月十日

○宮城県告示第百四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和三年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域	区分	届出年月日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の支所）	小型合併漁業	令和三年二月十二日	気仙沼市唐桑町松圃百四十五 男市毅 気仙沼市唐桑町上小鯖五十一 三浦理市	漁業災害補償法施行令（昭和二十九政令第二百九十九号）第六條に規定する漁業	九人
気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の支所）	小型合併漁業	令和三年二月十二日	気仙沼市大浦二十九 四野寺俊光 小野寺新田五一 小野寺智行	漁業災害補償法施行令（昭和二十九政令第二百九十九号）第六條に規定する漁業	四人
気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の支所）	小型合併漁業	令和三年二月十二日	気仙沼市長磯下原二十五 尾形広人 気仙沼市岩月千岩田三 百十六 尾形哲夫	漁業災害補償法施行令（昭和二十九政令第二百九十九号）第六條に規定する漁業	五人
気仙沼市区域（宮城県漁業協同組合の支所）	小型合併漁業	令和三年二月十二日	気仙沼市波路後原七 十六 芳賀智明 気仙沼市二ノ浜百七十八 八	漁業災害補償法施行令（昭和二十九政令第二百九十九号）第六條に規定する漁業	二人

地区支所の名称	処分の日	発起人の住所及び氏名	漁業の種類	特定第二号漁業者数
東小松地区	令和三年二月十日	石巻市泊浜泊六十七 稲荷丸漁業生産組合 石巻市泊浜釜ノ上四一 阿部友廣	漁業災害補償法施行令（昭和二十九政令第二百九十九号）第六條に規定する漁業	四人
東小松地区	令和三年二月十日	気仙沼市本吉町柳沢百三十一 三浦徳雄 気仙沼市本吉町小金沢八十四 千葉隆	漁業災害補償法施行令（昭和二十九政令第二百九十九号）第六條に規定する漁業	三人

○宮城県告示第百五号
海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。
令和三年二月十九日

海岸の名称	宮城県知事 村 井 嘉 浩
-------	---------------

沿岸名	三陸南沿 岸	漁港名	前浜漁港 海岸	地区 海岸名	前浜地区 海岸	指 定 区 域	次に掲げるイ点からカ点までを順次結んだ直線及びイ点とカ点を結んだ直線により囲まれた区域 基点A点 気仙沼市本吉町前浜三〇五番一 地先に設置した四
沿岸名	三陸南沿 岸	漁港名	前浜漁港 海岸	地区 海岸名	前浜地区 海岸	指 定 区 域	イ点 基点A点から一六八度〇〇分九四・〇メートルの地点 ロ点 基点A点から一八〇度〇〇分二七・〇メートルの地点 ハ点 基点A点から一九二度〇〇分三七・〇メートルの地点 ニ点 基点A点から二〇四度〇〇分四七・〇メートルの地点 ホ点 基点A点から二一六度〇〇分五七・〇メートルの地点 ヘ点 基点A点から二二八度〇〇分六七・〇メートルの地点 ト点 基点A点から二四〇度〇〇分七七・〇メートルの地点 チ点 基点A点から二五二度〇〇分八七・〇メートルの地点 リ点 基点A点から二六四度〇〇分九七・〇メートルの地点 ヌ点 基点A点から二七六度〇〇分〇七・〇メートルの地点 ル点 基点A点から二八八度〇〇分一七・〇メートルの地点 ワ点 基点A点から三〇〇度〇〇分二七・〇メートルの地点 カ点 基点A点から三一二度〇〇分三七・〇メートルの地点

○宮城県告示第百六号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第五条第四項の規定により、漁港区域に接する海岸保全区域のうち漁港管理者の長である気仙沼市長が管理を行う区域を次のとおり定める。

令和三年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

沿岸名	三陸南沿 岸	漁港名	前浜漁港 海岸	地区 海岸名	前浜地区 海岸	指 定 区 域	令和三年二月十九日宮城県告示第百五号により海岸保全区域として指定した気仙沼市本吉町前浜地区内の前浜漁港海岸保全区域のうち前浜漁港区域に接する区域
-----	-----------	-----	------------	-----------	------------	---------	--------------------------------------------------------------------------

○宮城県告示第百七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、次の土地区画整理事業の換地処分について届出があった。

令和三年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 土地区画整理事業の名称

仙塩広域都市計画事業塩竈市北浜地区被災市街地復興土地区画整理事業

二 施行者の名称

塩竈市

三 事務所の所在地

塩竈市役所内

四 換地処分の年月日

令和二年十一月十七日

雑 報

○石巻市長から、公報登載の依頼があった。

令和三年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

石巻広域都市計画事業石巻市湊北地区被災市街地復興土地区画整理事業に係る次の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による換地処分通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項の規定により当該通知書の送付に代えて次のとおり公告する。

令和三年二月十九日

石巻広域都市計画事業

石巻市湊北地区被災市街地復興土地区画整理事業

施行者 石巻市

代表者 石巻市長 亀 山 紘

一 送付を受けるべき者の氏名及び住所

1 氏名 登記名義人 内海 園子 法定相続人 内海 睦弘

住所 福島県郡山市東原三丁目二百九十一番地

2 氏名 谷田部 忠義

住所 宮城県石巻市湊町一丁目八番五号

二 通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、石巻広域都市計画事業石巻市湊北地区被災市街地復興土地区画整理事業の換地計画において定められた、別紙明細書及び換地図のとおり換地処分します。

教 示

1 この通知について不服がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に、宮城県知事に対して審査請求をすることができます。

